

総領事館入館時の身分確認の実施について

令和6年5月24日（総24第28号）
在デンパサール日本国総領事館

いつも総領事館業務についてご理解を頂きありがとうございます。
総領事館入館時に身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いいたします。

1. 総領事館にお越しの際は、旅券、運転免許証、学生証（インドネシア・日本いずれの発行でも可）、KITAS/P、KTP等の顔写真付きの公的な本人確認資料の原本をお持ちになるようお願いいたします。
2. 未就学児童は保護者と一緒であれば入館時に身分証明書は不要です。
一方でインドネシアの法令によれば、外国籍の者は未就学児童であっても、外出時には旅券若しくはKITAS/P等の携帯義務があるとされていますのでご注意ください。
3. お手元に身分証明書が一切ない旅券紛失、身分証明書の原本が手元にない、顔写真付きの身分証明書がない等、事情がある場合は来館時にお申し出下さい。
4. 正当な理由なく身分証明書がない場合、当館が必要な訪問と判断できない場合は入館をお断りすることがあります。
5. 以前から実施している手荷物検査、手荷物の一時預かり等も実施しております。
引き続きご協力をお願いいたします。

（了）